

みやぎ地域復興支援助成金（県外避難者の帰郷支援に資する事業）実施要領

1 趣旨

この要領は、みやぎ地域復興支援助成金（以下「助成金」という。）の特定タイプ「県外避難者の帰郷支援に資する事業」について、みやぎ地域復興支援助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 助成対象事業

助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 宮城県から県外へ避難している被災者（以下「避難者」という。）を対象とした事業であること。
 - (2) 避難者の避難先での暮らしの質的向上等を目的とした次の事業であること。
 - ① 避難者同士又は避難者と地域住民との交流を図る事業
 - ② 有資格者等による避難者の心のケアを図る事業
- ※1 有資格者等とは、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、看護師などである。
- (3) 営利を目的とした事業ではないこと。
 - (4) 事業計画が適切であること。
 - (5) 参加者の事故防止、健康への配慮等の安全確保対策が適切に講じられていること。

3 助成対象者

助成金の交付を受けることができる者は、交付要綱第2のとおりとする。

ただし、法人格を有しない団体は、規約等においてその組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確である団体に限ることとする。

4 助成対象経費等

- (1) 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、2に規定する事業に直接要する経費のみとする。
- (2) 助成金額は、対象経費と次に掲げる基準額を比較し、いずれか低い額とする。
 - ① 避難者同士又は避難者と地域住民との交流を図る事業

参加する避難者数	10人未満	10人以上 30人未満	30人以上 50人未満	50人以上
基準額（上限額）	10万円/回	15万円/回	20万円/回	25万円/回

※1 対象経費は、人件費（謝金含む）、旅費、需用費及び役務費である。

※2 基準額（上限額）は、開催1回当たりの金額である。

- ② 有資格者等による避難者の心のケアを図る事業

経費区分	訪問（対面）を伴う場合	訪問（対面）を伴わない場合
基準額（上限額）	3万円/世帯	5千円/世帯

※1 対象経費は、人件費（謝金含む）、旅費、需用費及び役務費である。

※2 基準額（上限額）は、対応回数及び対応人数に関らず、1世帯当たりの金額である。

- (3) 4(2)①の事業において宮城県以外の避難者も対象とする事業の場合は、助成金額を全参加者数に占める宮城県からの避難者数の割合で按分することとする。
- (4) 他の自治体等からの補助金等（以下「他補助金等」という。）を受けている場合の対象経費は、他補助金等を除いた額とする。

附 則

この要領は、平成28年6月16日から施行し、平成28年度予算に係る当該助成金に適用する。

みやぎ地域復興支援助成金 平成28年度事業募集（3次募集）のお知らせ

宮城県では、被災した方々が安心して生活できる環境を確保し、その自立を促す活動、地域の復興を推進する活動に対して、助成を行っています。

この度、特定タイプ（県外避難者支援分）について、3次募集を行うことになりました。募集概要は以下のとおりです。

対象事業

特定タイプ 本県からの県外避難者に対する帰郷支援に資する事業

対象者

特定タイプ
NPO等（特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合等の民間非営利組織）、任意団体等（ボランティア団体、地縁組織等の任意団体）

事業費及び助成率

特定タイプ 上限100万円 助成率10/10以内

助成件数

2件程度 ※応募事業の中から、申請内容の審査を経て、予算の範囲内で決定します。

対象経費

助成対象事業に直接関する経費で次のもの

人件費（当該事業に係るものに限り、団体の活動に要する経常的経費を除く）、諸謝金、旅費、消耗品費、広告費・印刷製本費、通信運搬費、賃借料及び施設使用料、委託費、設備・備品購入費、その他県が必要と認める費用

申請期間

平成28年6月16日（木）から平成28年6月30日（木）17:00まで

申請方法

下記のホームページ上から申請書類等をダウンロードし、必要事項を記載して、添付書類と合わせて宮城県震災復興・企画部震災復興推進課まで持参又は郵送し、併せてWORDファイルを電子メールでも提出してください。

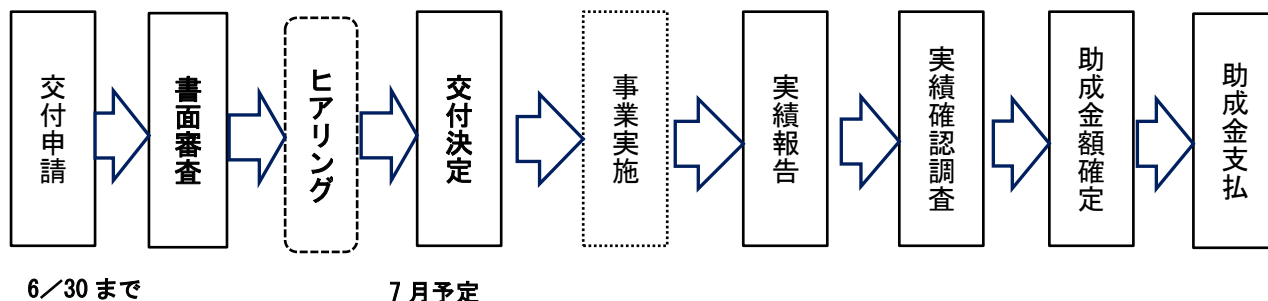
なお、申請書類は本事業の目的にのみ使用し、返却はいたしませんのでご了承ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/miyagitiikihukkousienjyoseikinofukusui.html>

電子メールアドレス：fukusui2@pref.miyagi.jp

助成金交付までの流れ

(1) 特定タイプ



2次募集からの変更のポイント

県外避難者支援の対象事業内容を交流会の開催のみから、有資格者等による心のケア事業まで拡大しました。

問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

制度全般に関する問い合わせ：

宮城県震災復興・企画部 地域復興支援課 復興支援第二班 電話：022(211)2424

☆課ホームページURL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tisin/>

県外避難者帰郷支援に関する問い合わせ：

宮城県震災復興・企画部 震災復興推進課 復興推進第二班 電話：022(211)2408

☆課ホームページURL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fokusui/>

みやぎ地域復興支援助成金（県外避難者支援関係） Q & A

みやぎ地域復興支援助成金交付要綱第2に定める（2）特定タイプ関係

Q 1

どのような事業が該当となるのか。

A 1

みやぎ地域復興支援助成金（県外避難者の帰郷支援に資する事業）実施要領（以下、「実施要領」という。）2に記載のとおり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 宮城県から県外へ避難している被災者（以下「避難者」という。）を対象とした事業であること。
- (2) 避難者の避難先での暮らしの質的向上等を目的とした次の事業であること。
 - ①避難者同士又は避難者と地域住民との交流を図る事業
 - ②有資格者等による避難者の心のケアを図る事業
- (3) 営利を目的とした事業ではないこと。
- (4) 事業計画が適切であること。
- (5) 参加者の事故防止、健康への配慮等の安全確保対策が適切に講じられていること。

(例) 宮城県からの避難者を対象とした交流会の開催
茶話会、定期サロン、情報交換会、カウンセリング 等

Q 2

「みやぎ地域復興支援助成金（県外避難者の帰郷支援に資する事業）実施要領」の4（2）の表に記載されている基準額（上限額）はどのようにして算定するのか。

A 2

【避難者同士又は避難者と地域住民との交流を図る事業】

交流会等に参加する宮城県からの避難者数を基に基準額（上限額）を算定する。

(例1) 宮城県避難者5人の場合

⇒「参加する避難者数10人未満」を適用し、基準額（上限額）は10万円/回

(例2) 宮城県避難者10人、他県避難者数20人、計30人の場合

⇒他県避難者数は算定根拠に含まないため、「参加する避難者数10人以上30人未満」を適用し、基準額（上限額）は15万円/回

また、この基準額（上限額）は実績報告時に再度算定し、実際の参加者数が事業申請時の見込参加者数より減少した場合は、基準額（上限額）が減額となる可能性があることに留意されたい。

(例3) 事業申請時の見込参加者数10人⇒基準額（上限額）15万円/回

実際の参加者数5人⇒基準額（上限額）10万円/回

⇒この場合、基準額（上限額）は10万円/回に減額

【有資格者等による避難者の心のケアを図る事業】

(例4) 宮城県避難者5世帯の対面カウンセリング、10世帯のメール相談の場合

⇒対面カウンセリングは「訪問（対面）を伴う場合」を適用し、基準額（上限額）は3万円/世帯

⇒メール相談は「訪問（対面）を伴わない場合」を適用し、基準額（上限額）は5千円/世帯

例3と同様、この基準額（上限額）は実績報告時に再度算定し、実際の参加者数が事業申請時の見込参加者数より減少した場合は、基準額（上限額）が減額となる可能性がある。

(例5) 事業申請時の見込対応数10世帯⇒基準額（上限額）3万円/世帯×10=30万円

実際の対応数5世帯⇒基準額（上限額）3万円/世帯×5=15万円

⇒この場合、基準額（上限額）合計は15万円に減額

Q 3

宮城県以外の避難者も交流会等に参加した場合、対象経費はどのように算定すればよいのか。

A 3

宮城県の避難者に係る経費が対象。

宮城県以外からの避難者も対象とする事業の場合は、助成金額を全参加者数に占める宮城県からの避難者数の割合で対象経費を按分することとする。(※1)

また、この場合において、他の自治体等からの補助金等(以下「他補助金等」という。)を受けている場合の対象経費は、他補助金等を除いた額とする。(※2)

(例6-1) 全参加者数15人の交流会(宮城県避難者5人/他県避難者10人)

①宮城県避難者10人未満のため、基準額(上限額)は10万円/回

②実際に係る費用は15万円/回

①<②となり、助成金額は10万円/回…③

ただし、全参加者数に占める宮城県の避難者数の割合で③を按分する必要があり、実際の助成金額は、 $10万円 \times 5 / 15 = 3.3万円/回$ となる。(※1)

(例6-2) 上記例4-1において、他補助金等4万円を受けている場合

他補助金等を除いた額を対象経費とし、さらに全参加者数に占める宮城県の避難者数の割合で按分する必要がある。

よって、実際の助成金額は、 $(10万円 - 4万円) \times 5 / 15 = 2万円/回$ となる。(※2)

なお、他県避難者に係る経費のほか、下記例のように、「事業に直接要する経費」以外の経費は、対象外となるので、予め確認されたい。

(対象外の経費の例)

- ・助成対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費(団体運営に係る共通経費)
- ・その他、打合せ等に要する飲食費、収入が見込まれるものや後日返金されるものに要する経費、避難者への宮城県帰郷のための交通費支給などの補助的経費 など

Q 4

他補助金等も併せて実施している場合、助成対象となるのか。

A 4

他の補助金と併せて実施していても、対象経費を明確に区分し、申請書等を作成出来る場合は、助成対象として差し支えない。ただし、Q3に記載のとおり、他補助金等の額を除いた額を対象経費とすることに留意されたい。

なお、交付決定後や実績確認により、助成金の重複が確認された場合は、交付決定の取り消しや助成金の返還となる場合があるので、適正な申請等を行うこと。

また、他の補助金と併せての実施が認められない補助金等もあるので、それぞれの補助金等担当へ確認されたい。

Q 5

いつからの経費が助成金の対象となるか。領収書の日付はいつからのものが対象となるか。

A 5

交付決定日以降に発生した経費のものから、平成29年3月31日までに発行された領収書等以外は対象外となる。